

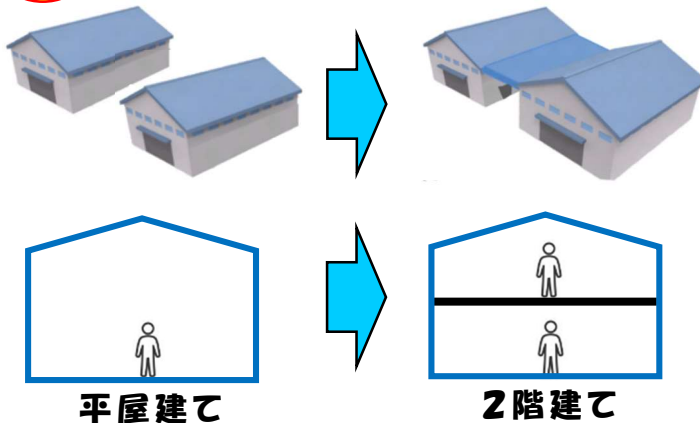
その工事、消防法令違反では？

工事前に必ず消防に 事前相談を！



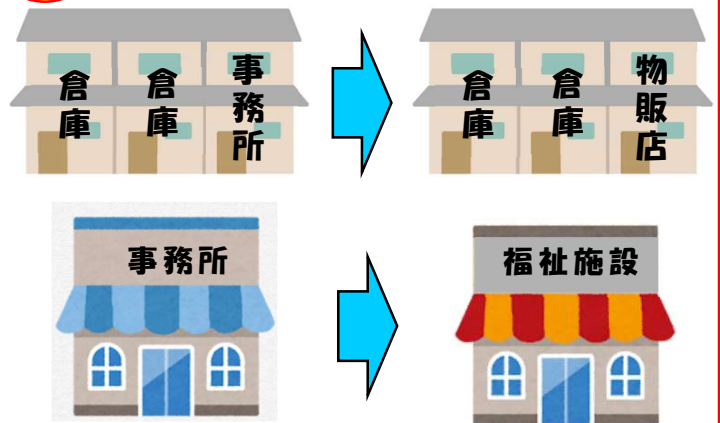
消防法令違反になりやすいケース

Case 1 接続・増築・増床



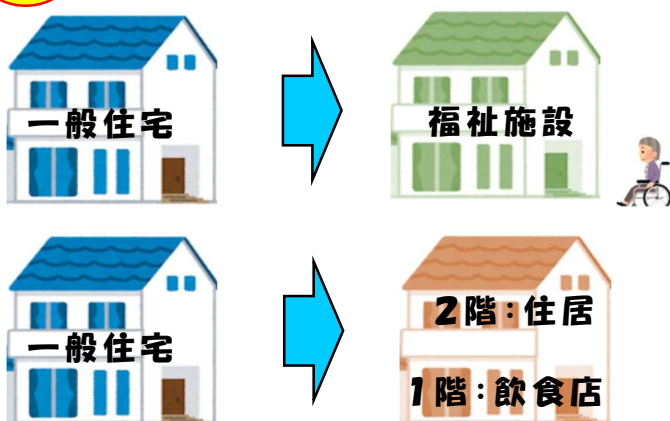
接続などを行うことで面積が増え、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合あり！

Case 2 テナントの入居・入替え



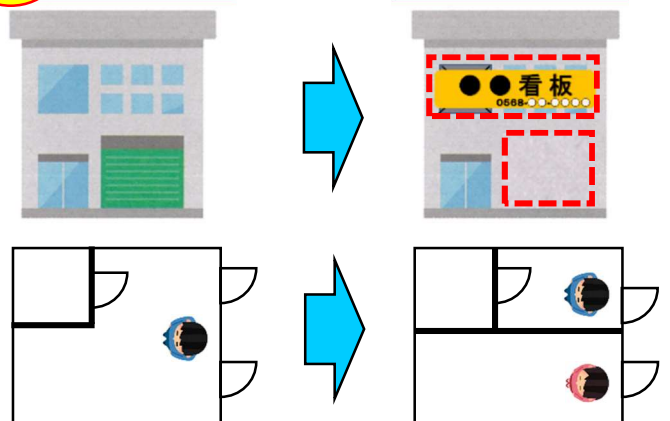
物販店や福祉施設等、不特定多数の方が利用する用途は消防用設備等の設置基準が厳しくなり、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合あり！

Case 3 使用用途の変更



一般住宅で事業を開始する場合は新たに消防用設備等の設置が必要となる場合あり！

Case 4 各種工事 (窓を塞ぐ・間仕切り変更等)



窓への格子・看板設置により消防用設備等の設置基準が厳しくなり、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合あり！
間仕切り変更により既存設備増設必要！?

●お問い合わせ● 小牧市消防本部予防課指導係 0568-76-0207(受付 9:00~16:00)

※小牧市以外で各種建築工事を実施する場合は、管轄消防本部へお問い合わせください。

消防法に違反すると

行政処分の対象に

消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。
命令を受けると建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されます。

罰則の
一例

30万円以下の**罰金**又は**拘留**
1年以下の**拘禁刑**、100万円以下の**罰金**
両罰：**3000万円**以下の**罰金**



罰則規定一覧



違反に
ならないために

テナントの入居・建物の工事等を予定している方へ

事前相談

工事前にまずは消防本部予防課へ相談！
電話で事前予約しておくで打合せがスムーズ！

消防用設備等の設置が**必要**

着工届

消防設備業者等に依頼し、予防課へ提出！
工事に着手する**10日前**までに届出
※着工届が不要な工事もあります。

設置届

工事完了後、予防課へ提出！
設置完了から**4日以内**に届出

消防検査

予防課と日程調整し、**検査**を受けて下さい。
検査を省略できる場合もあるので、検査実施有無を確認してください。

使用開始届

工事した部分のテナントや建物を利用する
7日前までに、**防火対象物使用開始届出書**
を予防課に提出してください。
※新規入居でない場合は不要です。

消防用設備等の設置が**不要**

新築、新規
テナント入居等

使用開始届

消防検査

既存建物

資料提出

違反により工事の
やり直し等が発生
しないよう、まずは
事前相談を！



●お問い合わせ● 小牧市消防本部予防課指導係 0568-76-0207(受付 9:00~16:00)

※小牧市以外で各種建築工事を実施する場合は、管轄消防本部へお問い合わせください。